

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

平成九年五月六日

鳥取県告示第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を平成九年四月三十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

目次

◇告示 土地改良区の定款の変更の認可（二件）（農村整備課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◇公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく公開による聴聞の実施（生活安全企画課）

◇公 告 平成九年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会総務課）

平成九年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）の実施（総務課）

平成九年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、名和町土地改良区の定款の変更を平成九年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

代表取締役 田中 宣一

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十七号

次の開発行為に関する工事が^{なまこ}したのや、都市計画法（昭和四十三年法律第百四十九号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年五月六日

鳥取県知事 西 尾 四 次

奥原 通由

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月十九日 鳥取県指令都計二一一〇第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

氣高郡氣高町大字浜村字四反田、字五反田及び字海老田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市千代水一丁目一七四

株式会社小林工務店鳥取支店

常務取締役支店長 沼田 雅彦

公 安 委 員 会 告 示**鳥取県公安委員会告示第一六六号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）第八条の規定に基づく許可の取消しについて、次のとおり公開による聴聞を行ふので、同法第四十一条第二項の規定により告示する。

平成九年五月六日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 誠

一 聽聞の期日及び場所

平成九年六月十八日 午後二時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市西倉吉町五七

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成9年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

1 試験の名称

平成9年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	17名
電気	5名
土木	12名
農業土木	2名
農芸化学	1名

平成9年5月6日火曜日

鳥取県立鳥取高等学校

農業(農業一般)	6名
農業(生活経営)	1名
林業	3名
社会福祉	3名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の

職員の職等

4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額171,000円のほか諸手

当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、試験の区分「電気」以外を受ける者
にあっては日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16
条の規定により地方公務員となることができない者は、試験の区分「電気」を受ける
者にあっては同条の規定により地方公務員となることができない者は、受験すること
ができるない。

試験の区分	受験資格
行政政務官	昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者
電気木工	昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者
農業土木	昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者
農芸化学	昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者
農業(農業一般)	昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する改良普及員の資格（農業改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が農業経営で

農業(農業一般)	あるものに限る。)を有するもの又は同条に規定する改良普及員の資格(基礎選択項目が農業経営であるものに限る。)を平成10年3月31日までに取得する見込みのもの
林業	昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法第14条の3に規定する改良普及員の資格(生活改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が生活経営であるものに限る。)を有するもの又は同条に規定する改良普及員の資格(基礎選択項目が生活経営であるものに限る。)を平成10年3月31日までに取得する見込みのもの
社会福祉	昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法(昭和26年法律第249号)第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は平成10年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
農業(生活経営)	昭和43年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は平成10年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

6 第一次試験

(1) 試験種目

行政の試験については、教養試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)及び記述式)とし、行政以外の試験については、教養試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)とする。

なお、各試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成9年6月29日(日)

(3) 試験の場所

鳥取県立鳥取西高等学校

鳥取市東町二丁目112

平成9年5月6日曜火曜

鳥取県人事取締公会

鳥取県立米子東高等学校

米子市勝田町1

専修大学(神田校舎)

東京都千代田区神田神保町三丁目8

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、適性検査、面接試験(集団討論及び個別面接)及び身体検査

(2) 試験の期日

平成9年8月上旬

(3) 試験の場所

鳥取県庁本庁舎

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第二庁舎

鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成9年7月18日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際第二次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成9年8月29日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、受験者全員に、結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に掲示され、その中から採用が決定される。なお、採用は、平成10年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日

野地方農林振興局並びに東京及び大阪事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成9年5月15日(木)から同年6月2日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成9年6月2日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

教養試験出題分野一覧表

試験の区分	問題形式	出題分野
全区分	多肢選択式	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

専門試験出題分野一覧表

平成9年5月6日火曜日

5

試験の区分	問題形式	出題分野
行政 コース	多枝選択式 記述式	憲法、行政法、民法、刑法、商法、経済学 憲法、行政法、民法、商法
	多枝選択式 記述式	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法、行政法、民法
電気 コース	多枝選択式	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電子工学、電力工学、通信工学
	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画
農業土木 農芸化学	多枝選択式	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
	多枝選択式	物理化学、分析化学、水理学、無機化学、有機化学、生物化学、土壤学・植物栄養学、肥料学、食品化学・食品貯蔵加工学、応用微生物学
農業 業業 (農業一般)	多枝選択式	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
	多枝選択式	家政学原論、農業経営一般、被服学、食物学、住居学、家族関係、保健衛生学、農学一般
林業 社会福祉	多枝選択式 多枝選択式	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
	多枝選択式	社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、社会心理学・一般心理学、社会調査

(注) 行政については、受験申込みの際法律コース又は経済コースのいずれか1コースを選択するものとする。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成9年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 坂田 賢一郎

1 試験の名称

平成9年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)

2 採用予定者数

8名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額186,400円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和45年4月2日から昭和51年4月1日に生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目
教養試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)

なお、教養試験の出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とし、専門試験の出題分野は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法及び経済学とする。

(2) 試験の期日

平成9年7月13日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁本庁舎
県立米子産業体育館

鳥取市東町一丁目220
米子市東福原8丁目27-1

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査
なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成9年8月20日（水）及び21日（木）

(3) 試験の場所

鳥取県庁第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）ほか

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成9年8月5日（火）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に

その受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成9年9月12日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に

その受験番号を掲示して発表する。

なお、受験者全員に、結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、鳥取

県警察本部長からの提示請求に応じて成績順に掲示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成10年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、鳥取県警察本部警務部警務課並びに県内の各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成9年5月15日（木）から同年6月20日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成9年6月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。